

総務文教委員長報告

総務文教委員長 藤田 茂男

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第14号「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ほか議案8件であります。

当委員会は、去る2月29日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案9件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第14号「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、地方自治法等の改正に伴い、関係する3条例について引用条項の改正を行うものであります。

委員からは、地方自治法にどのような内容の条文が追加されたことにより、関係する条例の引用条項が繰り下がるのかとの質疑があり、理事者からは、公金事務の私人委託の規定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号「鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、条例中の字句の整理を行うものであります。

委員からは、改正後の条例に新たに加わる利用特定個人情報の定義について質疑があり、理事者からは、令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、新規で必要とされる機関間の情報連携の速やかな開始を可能とすることを目的として、別表第2が削除され、別途「特定個人番号利用事務」という用語を用いて具体的には各省が定める省令において定められることとなったが、この利用事務を行うための政令で定める必要な特定個人情報のことであるとの説明がありました。

また、委員からは、個人番号の情報漏洩など、セキュリティ面での不安がある中、様々な情報の紐付けを推進していることを懸念しているとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号「鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」は、固定資産評価審査委員会委員の定数を9人から6人に削減するに当たり、所要の改正を行うものであります。

委員からは、固定資産評価審査委員会委員の定数を6人に減らす理由の1つとして、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合の審査の申出が減少していることを挙げているが、多くの委員が意見を交え、審査の申出が妥当であるのかどうかを審査するのが固定資産評価審査委員会の在り方ではないのかとの質疑があり、理事者からは、3人1組で1つの事案を審査することとなり、審査の申出は多くとも年間2件程度であることから6人でも対応できると考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号「鳴門市事務分掌組織条例の一部改正について」は、令和6年度の組織・機構の見直しに伴い、危機管理局を市長直下へ移管し、また、こども未来創造部を新たに設置するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、危機管理局を市長直下へ移管する理由について質疑があり、理事者からは、1点目として、危機管理監の指揮・命令のもと、災害や危機事案発生時における初動の迅速化のほか、平時より部局横断的に調整・統括機能を発揮することができるようにするためであり、2点目として、機動力を高めて地域や企業との連携を推進するためであるとの説明がありました。

委員からは、業務量が増えることにより、職員に過度の負担がかからないような体制を考える必要があるとの意見がありました。

また、委員からは、こども未来創造部の所管課であるこども家庭センターが、新庁舎移転後も健康福祉交流センターに配置されることについて質疑があり、理事者からは、健康福祉交流センターに配置されているネウボラと連携を図り、一体的に相談支援を行うことで、相乗効果が期待できるものと考えているとの説明がありました。

委員からは、市民の利便性を考慮し配置等を検討してほしいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号「鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」は、地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、関係する3条例

について所要の改正を行うものであります。

委員からは、会計年度任用職員の人数と期末手当及び勤勉手当の支給対象者数について質疑があり、理事者からは、会計年度任用職員については280人程度であるが、期末手当及び勤勉手当の支給対象者数については、任用期間が6カ月未満の者または勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者については期末手当及び勤勉手当の支給対象から除かれることから230人程度であるとの説明がありました。

また、委員からは、会計年度任用職員の採用状況について質疑があり、理事者からは、職種によっては定員を満たしていない状況にあるとの説明がありました。

委員からは、鳴門市役所で働きたいと思うような職場環境を目指してほしいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号「鳴門市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について」は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行され、一定の基金の設置目的が果たされたため、当該基金条例を廃止するものであります。

また、3月補正予算で、残余の現金9,338万5,000円を一般会計へ繰り入れするものであります。

委員からは、条例では基金が処分できる場合として、感染拡大の防止、住民の生活支援、地域経済対策を規定しているが、住民の生活支援、地域経済対策は今後も必要であると考えがどのような判断で基金を廃止するに至ったのかとの質疑があり、理事者からは、今後は、地域経済対策、住民の生活支援などについては、市の一般会計で、必要なものは継続して実施していくとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号「鳴門市危機管理対策基金条例の制定について」は、激甚化・頻発化する自然災害や社会経済生活に大幅な変容をもたらす感染症など、様々な危機事象に適切に対応できる財源を確保するため、新たに基金条例を制定するものであります。

委員から、基金の設置目的が、「鳴門市における様々な危機事象に対する応急対策、復旧復興対策、被災者支援、予防対策等に係る事業に要する経費に充てるため」とあるが、抽象的でわかりにくいのではとの質疑があり、理事者からは、想定外で発生する危機事象にも柔軟に対応できるようにこのような規定にした

との説明がありました。

また、委員からは、鳴門市新型コロナウイルス感染症対策基金条例のような、個別に目的を設定した基金を複数造成した方が発生した危機事象に対して迅速に対応できるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、包括的な基金を造成した方がより迅速かつ柔軟に危機事象に対応できると考えているとの説明がありました。

また、委員からは、今後、基金として積み立てる予定の金額について質疑があり、理事者からは、3月補正予算で1億円を基金に積み立てることとしているが、財政状況等を勘案しながら2030年を一つの目安として可能な限り積み立てたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号「鳴門市消防手数料徴収条例の一部改正について」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に関する手数料について、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回、手数料が増額された理由について質疑があり、理事者からは、消防庁からの通知により特定屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化されたことに伴う、審査時間の増加と、直近の人件費、物件費等を反映したことにより政令が改正されたものと考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号「鳴門市立小学校設置条例の一部改正について」は、本年度末をもって鳴門東小学校を閉校するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、比較的新しい体育館がある中での廃校後の利活用について質疑があり、理事者からは、地域の活性化につながるような利活用について、地域の方と話し合いながら市長部局も含めて検討していきたいとの説明がありました。

また、委員からは、鳴門東小学校は、鳴門公園にも近いことから、地域の特性を活かした利活用も検討してほしいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。